

小田原市下水道条例施行規則等の一部改正について（改正案）

1 改正の目的及び背景

本市では下水道法第 16 条に定める公共下水道管理者以外の者の行う工事について、小田原市下水道条例施行規則により必要な手続を定めるとともに、小田原市公共下水道施設設置基準により構造の細目を定め、申請に対する審査を行っています。

従来の手続に加え、施工内容の変更における手続などの方法を定めるとともに、申請に対する審査基準をより明確にするため改正するものです。

2 改正の内容

（1）施行規則の改正

公共下水道管理者以外の者の行う工事に係る部分について、次の内容を変更します。

- ・当初の申請内容から変更があった場合には変更の申請を要することとします。
- ・申請の取下げ及び工事の廃止の手続を明確に定めます。

（2）申請に対する処分の審査基準の改正

公共下水道管理者以外の者の行う工事における申請に対する処分の審査基準について、次の内容を変更します。詳細については、小田原市公共下水道施設設置基準（案）をご覧ください。

- ・下水道施設の計画や施工について、現場条件による使用材料の指定や寸法の明記など、従来の基準には記載していなかった内容を追加することで、より詳細で正確な情報を提供できるようにします。
- ・申請に必要な書類や図面の作成方法を明確にするるとともに、所定の様式や図面の記載例などをまとめた「資料編」を追加し、申請から完成に至るまで総合的に網羅した内容とします。

（3）申請に対する処分の審査基準の新設

公共下水道管理者以外の者の行う工事の変更申請に対する審査基準を新たに設けます。詳細については、小田原市公共下水道施設設置基準（案）をご覧ください。

3 施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日